

## 「大阪地裁における知財調停の審理要領」

令和元年9月1日

大阪地方裁判所第21, 第26民事部

大阪地方裁判所第21, 第26民事部は, 令和元年10月1日から新たな枠組みにおける知財調停の運用を開始しますが, その申立方法, 審理の要領等は以下のとおりです。

新たな知財調停の基本的な枠組みとその特徴については, 別頁の「大阪地裁における新たな知財調停についての説明」(以下「別紙説明」といいます。)をご覧ください。

### 1 調停部での受付

#### (1) 裁判所

知財調停は, 東京地裁又は大阪地裁で利用することができ, その審理は, 東京地裁, 大阪地裁に置かれた知財事件専門部が担当します。

東京地裁における知財調停の審理要領については, 同裁判所のウェブサイトをご覧ください。以下においては, 大阪地裁における知財調停の審理要領について説明します。

#### (2) 受付

大阪地裁の知財調停は, 調停事件を担当する第10民事部(以下「調停部」といいます。)が受付等の事務を行います。知財調停を利用しようとする人は, 調停部に管轄合意書, 調停申立書, 書証及び証拠説明書(以下「書証等」といいます。), その他必要書類を提出し, 手数料を納付して知財調停事件の受付をしてください。

#### (3) 管轄合意書

調停事件は原則として簡易裁判所の管轄に属するため, 大阪地裁の知財調停を利用するためには, 当該調停事件の管轄裁判所を大阪地裁と定めることに合意する旨の, 両当事者名義の管轄合意書が必要です(民事調停法3条1項)。東京地裁の知財調停を利用する場合も同様です。

(管轄合意書の記載例)

|  |
|--|
| 申立人 X株式会社  |
| 相手方 Y株式会社  |
| 管轄合意書  |
| 上記当事者は、別紙調停申立書記載のライセンス料支払調停申立事件において、その管轄裁判所を大阪地方裁判所とすることに合意する。 |
| 令和 年 月 日   |
| 大阪市・・・区・・・   |
| 申立人 X株式会社  |
| 同代表者代表取締役 A  |
| 申立人代理人弁護士 B ⑩  |
| 東京都・・・区・・・   |
| 相手方 Y株式会社  |
| 同代表者代表取締役 C  |
| 相手方代理人弁護士 D ⑩  |

(4) 調停申立書

調停申立書には、「申立ての趣旨」として、申立人が希望する解決の内容を記載し、「紛争の要点」として、紛争の原因、双方の主張の対立点、背景事情、交渉過程等を記載してください。

(調停申立書の記載例)

|                  |
|------------------|
| 知財調停申立書          |
| 収入印紙             |
| 令和 年 月 日         |
| 大阪地方裁判所 御中       |
| 申立人代理人弁護士 B ⑩    |
| 当事者の表示           |
| 別紙当事者目録（略）記載のとおり |
| ライセンス料支払調停申立事件   |
| 調停を求める事項の価額 ○円   |

ちょう用印紙額 ○円

予納郵便切手 ○円

#### 申 立 て の 趣 旨

相手方の製品（目録略）が，申立人の特許（目録略）の技術的範囲に属することを確認し，今後の相当額のライセンス料の支払いについて定める。

#### 紛 争 の 要 点

- 1 申立人の発明の内容  
（略）
- 2 相手方製品開発の経緯  
（略）
- 3 交渉の経緯  
（略）
- 4 双方の主張  
（略）

#### 証 拠 方 法

- 甲 1 特許登録原簿
- 甲 2 特許公報
- 甲 3 写真撮影報告書

#### 附 属 書 類

- 1 申立書副本
- 2 証拠書類写し
- 3 証拠説明書
- 4 委任状
- 5 資格証明書
- 6 管轄合意書

#### (5) 委任関係

弁護士は，調停の代理人となることができますから（民事調停規則 8 条 2 項，民事調停法 22 条，非訟事件手続法 22 条），委任状を提出してください。

弁理士が代理人となろうとする場合は、委任状と共に代理許可申請書を提出してください。調停は非訟事件ですから（民事調停法 22 条）、弁理士法 6 条の 2 の適用はなく、弁理士が代理人となるには、調停委員会（民事調停規則 8 条 2 項）又は裁判所（民事調停法 22 条、非訟事件手続法 22 条）の許可が必要です。

## (6) 知財調停としての扱い

知財調停に適する事件としては、当事者の主張の対立点が明確で、裁判所の心証等によりその点がどちらかに決まれば、紛争解決の具体的内容については話し合いで決めることができるようなものを想定しています（別紙説明 3(1)）。

事案が複雑であったり争点が多岐にわたるような事件では（別紙説明 3(2)）、知財調停が予定する迅速な審理（別紙説明 2(4)）は実現できない可能性があります。内容が知財事件に関する紛争（別紙説明 1(2)）にあたり、管轄合意等の要件が整っていれば、知財調停事件として審理します。

## 2 知財部での審理

知財調停は、受付以降、知財事件専門部である第 21、第 26 民事部（以下「知財部」といいます。）において審理します。

### (1) 書類の提出

知財調停において主張書面（申立書、答弁書を含みます。）及び書証等を提出する際には、調停記録用の正本 1 部及び相手方の数に応じた部数の副本のほか、調停委員会用の写し 3 部（裁判所調査官が関与する場合は 4 部）を提出してください。

主張書面等は、受付時には調停部に、受付手続が終了した後は知財部に提出してください。

### (2) 調停委員会

知財調停としての受付がなされると、裁判所は、知財部の裁判官 1 名を、調停の主任裁判官（以下「調停主任」といいます。）に指定します。

裁判所は、事件や紛争の内容に応じ、調停委員 2 名（弁護士 2 名又は弁護士・弁理士各 1 名）を指定し、調停委員会を組織します。

### (3) 裁判所調査官等

技術的事項が問題となる等，裁判所調査官の関与が必要な場合には，裁判所は，裁判所調査官に調査を命じます。

専門委員の関与も法律上は可能ですが（民事調停法 22 条，非訟事件続法 33 条），迅速な審理（別紙説明 2(4)）を目指す知財調停では例外的でしょう。

### (4) 付調停

知財部の裁判官は，通常の訴訟事件として提起された知財事件について，適当と認めるときは，職権で事件を調停に付すことができます（民事調停法 20 条）。その場合，原則として知財事件の担当裁判官が調停主任となり，知財の調停委員を指定して，当該知財事件は調停事件として進行します。

### (5) 調停期日

原則として，知財調停の期日は知財部の弁論準備室で行いますので，双方当事人は，知財部の書記官室に出頭してください。

### (6) 電話会議，テレビ会議の利用

当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは，当事者の一方又は双方が，電話会議又はテレビ会議の方法によって，期日における手続に関与することもできますので（民事調停法 22 条，非訟事件手続法 47 条），裁判所にご相談ください。

## 3 知財調停の手続要領（進行のイメージ）

### (1) 全般的留意事項

ア 双方当事人は，知財調停が目指す迅速な審理を実現するために（別紙説明 2(4)），調停委員会が適時に検討し得るよう，必要な主張書面及び書証等については，可能な限り早い段階で提出することを心がけてください。

イ 双方当事人は，手続のいずれの段階においても，希望する紛争解決の内容を明確にし，調停委員会に意見を述べ，合意形成のために相手方と話し合いができるよう準備をしてください。

ウ 調停委員会は，手続のいずれの段階においても，その時点での心証に基

づいて助言や見解を述べたり、解決の方向性を示唆したりすることがあります。

エ 当事者間に合意が成立し調停が成立すれば、その時点で知財調停は終了し、その後の期日はありません。後に説明する17条決定、調停不成立、調停取下げの場合も、知財調停は終了します。

## (2) 第1回期日の指定

裁判所は、調停の申立てから6週間後を目処に、第1回期日を指定します。

## (3) 答弁書の提出

裁判所は、相手方に対し、第1回期日の10日前を目処に、反論を記載した答弁書、その裏付けとなる書証等を提出するよう求めます。

## (4) 第1回期日の進行

ア 双方当事者は、主張の対立点を口頭で要約し調停委員会に説明する必要がある場合はその準備をし、期日で調停委員会に説明してください。

イ 双方当事者は、物の形状や構造等を示して調停委員会に説明する必要がある場合はその準備をし、期日で調停委員会に説明してください。大きな物品を搬入する等の場合は、事前に裁判所に連絡してください。

ウ 双方当事者は、企業の担当者等で上記説明内容や紛争の経緯を把握している人がいれば、期日に同行してください。

エ 調停委員会は、双方当事者の説明を聴き、主張、書証等を追加する必要がある場合には、第2回期日までに補足するよう指示します。

オ 前記(1)ウのとおり、第1回期日に調停委員会がなんらかの見解を示して話し合いを促したり、第2回期日までに解決の方向性について検討してくるよう指示することがあります。

## (5) 第2回期日の指定

双方当事者が主張、証拠を追加するのに要する期間（1ないし1か月半程度）、あるいは解決の方向性を検討するのに要する期間（2ないし3週間程度）を考慮し、第2回期日を指定します。

## (6) 第2回期日の進行

ア 双方当事者が追加した主張、証拠について議論し、特段の事情のない限り、主張、証拠の提出は第2回期日までに終えることとします。

イ 前記(1)ウのとおり、第2回期日に調停委員会がなんらかの見解を示して話し合いを促したり、第3回期日までに解決の方向性について検討してくるよう指示することがあります。

#### (7) 第3回期日の指定

双方当事者の主張、立証が終わり、調停委員会が心証開示の準備に要する期間、あるいは話し合いのために双方当事者が検討に要する期間を考慮して、第3回期日を指定します。

#### (8) 第3回期日の進行

ア 調停委員会は、特段の事情のない限り、第3回期日までに、争点についての心証や意見を、口頭で開示するよう準備します。

イ 双方当事者は、上記心証開示を前提に、相手方との合意形成に向けて、最終的な検討及び交渉を行います。

ウ 当事者間に合意が形成されれば、調停が成立し、知財調停は終了します（後記6(1)）。

エ 第3回期日で調停成立に至らなくても、なお合意が形成される可能性があれば、調停委員会は、第4回以降の期日を指定します。

オ 当事者間に合意形成の見込みがない場合、調停委員会は、職権で17条決定をするか（後記6(2)）、調停不成立とします（後記6(3)）。

### 6 知財調停の終了

#### (1) 調停成立

当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停成立により知財調停は終了します。

調書に記載された事項は、判決と同一の効力を有することになります（民事調停法16条、民事訴訟法267条）。

#### (2) 17条決定

裁判所は、調停が成立する見込がない場合、調停委員の意見を聴き、衡平に考慮し、一切の事情を見て、職権で、双方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のために必要な決定をすることができます。これを調停に代わる決定、あるいは17条決定といいます（民事調停法17条）。

17条決定は、異議の申立てなく確定すれば、判決と同一の効力を有することになります（民事調停法18条、民事訴訟法267条）。

### (3) 調停の不成立，取下げ

調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがなく、17条決定もしない場合、調停を不成立とすることができます（民事調停法14条）。

申立人は、17条決定がされた場合を除き、相手方の同意がなくとも調停を取り下げることができます（民事調停法19条の2）。

知財調停は、調停の不成立又は調停の取下げによっても終了します。

## 7 知財調停の終了と知財訴訟の関係

### (1) 手数料の承継等

調停不成立の場合、申立人がその旨の通知を受けてから2週間以内に同一内容の訴えを提起すれば、調停申立時に納付した手数料額は、訴訟提起の手数料から控除されます（別紙説明2(2)、民事調停法19条、民事訴訟費用等に関する法律5条1項）。

調停不成立から所定の期間内に訴えの提起があれば、調停の申立てによる時効の中断（完成猶予）も維持されます（民法151条、改正民法147条）。

### (2) 担当裁判官

知財調停として申し立てられた事件について調停が不成立となり、同一内容の訴えが知財訴訟として提起された場合、大阪地裁の扱いとして、知財調停の主任裁判官であった裁判官の入らない合議体により、当該知財訴訟を審理することとします。

知財訴訟を調停に付した付調停事件について、付調停決定が取り消されて訴訟に戻った場合は、原則として従前の裁判官が審理を担当することとします。



(知財調停と知財訴訟の担当裁判官の関係に関する東京地裁の扱いについては、東京地裁のウェブサイトをご確認ください。) 以上